

ケーブルインターネットサービス契約約款

第1節 総則

第1条（約款の適用）

株式会社ケーブルテレビ品川（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号、以下「法」といいます。）およびその他の法令に従うとともに、当社の定めるケーブルインターネットサービス契約約款（以下「本約款」といいます。）により、ケーブルインターネットサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するものとします。

第2条（約款の変更）

当社は、本約款を、当社とケーブルインターネットサービス利用契約（以下「利用契約」といいます。）を締結している者（以下「加入者」といいます。）の承認を得ることなく変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本約款によります。

2. 本約款を変更する場合は、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

第3条（用語の定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
世帯	同一の住居で起居し、生計を同じくする者の集団
集合共同引込	加入者引込線1回線から、3世帯以上が居住する建物の各世帯に分配すること
建物基本契約	当社と建物代表者との基本契約
申込者	本サービスの利用申し込みをする個人または法人
電気通信	有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響または映像を送り、伝え、または受けること
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路、その他の電氣的設備
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備および、これと一体として設置される交換設備ならびにこれらの付属設備
電気通信サービス	電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することを目的とするサービス
電気通信回線	加入者が電気通信事業者（法第9条の登録を受けた者をいう）から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
本施設	本サービスを提供するために必要となる施設
当社施設	本施設のうち、放送センターから保安器の出力端子までの施設
加入者施設	本施設のうち、保安器の出力端子以降全ての施設
端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が、他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含む）または同一の建物内にあるもの
タップオフ	本施設の線路に送られた電磁波を分岐する機器であって、受信者端子にもっとも近接するもの
引込端子	タップオフの端子であって、引込線を接続するためのもの（タップオフの端子が受信者端子となる場合は、その端子を含む）
引込線	電気通信回線設備のうち、タップオフから保安器までの間を接続する同軸ケーブル

用語	用語の意味
保安器	加入者宅内への落雷および直流の侵入を防止するため、当社と加入者との施設の分界点に設置されるもの
受信者端子	本施設の端子であって、端末設備に接するもの
ケーブルモデム	当社の電気通信回線の終端に位置し、端末設備との間で電気信号の変換機能を有する電気通信設備のうち、当社の保有する無線LAN (W i - F i) 機能を内蔵していない機器
無線LAN内蔵ケーブルモデム	当社の電気通信回線の終端に位置し、端末設備との間で電気信号の変換機能を有する電気通信設備のうち、当社の保有する無線LAN (W i - F i) 機能を内蔵した機器 (建物設備状況の都合によりご提供できない場合があります。)
ケーブルモデム等	ケーブルモデムおよび無線LAN内蔵ケーブルモデム
自営端末設備	加入者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
回線相互接続	法第 32 条の規定に基づいて当社の電気通信回線と当社以外の電気通信事業者の電気通信回線を相互に接続すること
提携プロバイダ	当社と提携する電気通信事業者
サーバ	本サービス提供にあたり、機能やデータを保有している機器
接続用回線	インターネットを利用する際に、端末を電気通信事業者交換設備まで接続する回線で、同軸ケーブル、光ファイバ、電話網、INS64、PIAFS 網、非対称デジタル加入者線、イーサネット、東日本電信電話株式会社 (N T T 東日本) の提供する IP 通信網など
ネットワーク接続装置	接続用回線の終端に位置し、端末装置と本サービスに係る当社の設備との間の信号を変換する機能を有する電気通信設備およびルータ、TA、モデムなど
ID	本サービスを利用するための各種識別番号
W i - F i 設定コード	ホームW i - F i オプションを利用する際に必要なID、パスワード等
ドメイン名	所定の管理機関や指定事業者などより割り当てられたインターネット上の所在を示す識別子名
インターネットアドレス	インターネットプロトコルとして定められている 32bit または 128bit のアドレス
アクセスポイント	ダイヤルアップによりインターネットを利用する際に、加入者が電気通信事業者のネットワークに接続するための中継点
ソフトウェア開発企業	オプションサービスとして提供するサービスを利用するためのソフトウェアを開発した企業および、その販売代理店
料金等	本サービスに関し、加入者が当社に対し支払うべき別表に定める対価等
消費税等相当額	消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号) および同法に関する法令に基づき課税される消費税等の額
通知	特定の相手に個別に情報を伝えること
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

第 4 条 (サービス品目)

本サービスの提供するサービス品目は、次のとおりとし、そのサービス内容については、別表の 2. (1) に定めるとおりとします。

サービス品目
かっとびメガ160(*)、かっとびワイド、かっとびプラス、かっとびジャスト

(*)かっとびメガ160は、建物設備状況の都合によりご提供できない場合があります。

2. 当社は、サービス品目またはサービス内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

第5条（オプションサービス種目）

オプションサービスのサービス種目（以下、「オプションサービス種目」といいます。）は、次のとおりとします。

オプションサービス種目
追加メールアドレス、追加ホームページURL、追加ホームページ容量、追加メールリングリスト、メールウイルスチェック、迷惑メールチェック、詳細転送設定、メール受信通知、IPアドレス種別選択(*)、ホームWi-Fi(*)

(*)IPアドレス種別選択（プライベートIPアドレス）、ホームWi-Fiは、建物設備状況の都合によりご提供できない場合があります。

2. 当社は、オプションサービス種目の内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。

第6条（お得パック・お得パック with タブレット）

お得パック・お得パック with タブレットの提供条件を満たし、かつ別に定めるお得パック・お得パック with タブレット利用規約（以下「利用規約」といいます）を承諾した加入者には、利用規約に定める利用料金が適用されます。

第7条（提供区域）

当社は、別表の1.に記載するとおり、法第10条の規定に基づき総務大臣に申請した区域において本サービスを提供します。

2. 前項に定める本サービス提供区域の詳細は、当社ホームページ等、当社が別途掲載するものとします。

第2節 利用契約

第8条（利用契約の単位と有効期間）

利用契約の締結は、加入者引込線1回線ごとに行います。ただし、加入者引込線1回線により加入する世帯が2世帯となる場合には、利用契約を締結する単位を世帯（事業所、店舗等も同様とする）毎とします。なお集合共同引込の場合には、別途建物基本契約の締結をした後、各世帯を単位として利用契約を締結するものとします。

2. 利用契約の有効期間は、契約成立日から1年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社、加入者いずれからも当社所定の方法により何等の意思表示もない場合には、引き続き、1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

第9条（利用契約の申し込み）

申込者は、本約款を承認の上、当社所定の加入申込書に次の事項を記載して当社に提出するものとします。

- (1) 申込者の住所および氏名、または、所在地、商号および代表者
- (2) 利用を希望するサービス品目およびオプションサービス種目
- (3) その他必要事項

2. 申込者である個人が未成年の場合は、親権者の同意を必要とします。
3. 申込者である個人が成年被後見人または被保佐人の場合は、それぞれ成年後見人または保佐

人の同意を必要とします。

第 10 条（申し込みの承諾）

当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの利用申し込みを承諾しない場合があります。

- （１）申込者が本約款に違反するおそれがある場合
- （２）申し込み内容に虚偽の記載があった場合
- （３）サービスの提供が著しく困難である場合
- （４）その他、利用契約締結が不相当である場合

2. 前項の規定により、当社が本サービスの利用の申し込みを承諾しなかった場合は、当社は、申込者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。

第 11 条（利用契約の成立と利用開始日）

利用契約は、本サービスの利用申し込みに対して、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

2. ケーブルモデム等が設置された日を、本サービスの利用開始日と定めます。また、第 12 条（加入申込書記載事項の変更）第 3 項の規定により特定のサービス品目が追加されたときは、当該サービス品目の利用に必要なケーブルモデム等が設置された日を、当該サービス品目の利用開始日と定めます。

第 3 節 契約事項の変更

第 12 条（加入申込書記載事項の変更）

加入者は、加入申込書記載の利用サービス内容の変更を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の 10 日前までに当社に提出するものとします。

2. 加入者は、加入申込書に記載した住所、電話番号、料金支払い方法、料金支払い口座などの変更がある場合には、当社所定の書類に必要事項を記入して、事前に当社に提出するものとします。
3. 加入者は、特定のサービス品目の追加を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の 10 日前までに当社に提出するものとします。
4. 加入者は、加入者が複数のサービス品目を利用している場合、毎月末日付にて、特定のサービス品目のみの解約を請求することができます。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、契約変更希望日の 10 日前までに当社に提出するものとします。
5. 当社は、第 10 条（申し込みの承諾）の規定に準じ、第 1 項から第 4 項の請求および通知を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。
6. 第 1 項、第 3 項および第 4 項に規定する請求を当社が承諾する場合は、提出された書類に記載された契約変更希望日を、原則として当該契約変更日とします。第 2 項の規定による変更の場合は、提出された書類を当社が受領した日を、原則として当該契約変更日とします。ただし、第 1 項、第 3 項ただし書きおよび第 4 項ただし書きの場合においては、別途定める日を当該契約変更日として取り扱うものとします。
7. 当社が特に認める場合に限り、加入者は本条に規定する書類の提出に代え、当社の定める方法で当該変更の請求、および通知ができるものとします。

第 13 条（名義変更）

加入者は、契約名義を変更することはできません。ただし、以下のいずれかに該当し、当社

が特に変更を認める場合はこの限りではありません。

- (1) 加入者の改称
- (2) 承継
- (3) 譲渡

2. 前項第2号または第3号の場合は、新契約者が旧契約者の未払い金の支払いについて承諾した場合に限るものとします。
3. 前2項の規定により契約名義を変更しようとする加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、名義変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。
4. 前各項の名義変更により、契約を承継する者は、加入者が負う一切の義務を承継するものとします。

第14条（権利譲渡等の禁止）

加入者は、第13条（名義変更）による場合を除き、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、質入れ、または貸与することはできません。

第15条（設置場所の変更）

加入者は、ケーブルモデム等、加入者施設、および当社施設のうちの引込線施設について、設置場所の変更を請求することができるものとします。この場合、加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、当該変更希望日の10日前までに当社に提出するものとします。

2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の請求を承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該加入者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。
 - (1) 加入者の属する世帯が所有するものではない建物、敷地、住居への変更請求であって、所有者の承諾が得られていない場合
 - (2) 当該変更により、本サービスの提供が困難となるおそれがあると当社が判断した場合
3. 加入者は、本施設、ケーブルモデム等の設置場所の変更に伴う作業を行うことができないものとします。

第4節 本サービス提供の停止等

第16条（当社が行う本サービス提供の制限）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を制限することがあります。

- (1) 天災・地震その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなったとき
 - (2) 加入者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じさせる行為を行ったとき
 - (3) 当社が、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手段を用いて行われる当社所定の電気通信を検知したとき
 - (4) 加入者に送信される電子メールの送信元（ドメイン名・電子メールアドレス・インターネットアドレス等）が虚偽または実在しないと当社がその時点で判断したとき
 - (5) 加入者に送信される電子メールの送信元が、当社所定の基準により制限する必要があると判断した電子メールの送信元であったとき
 - (6) 加入者が閲覧しようとするホームページ・画像・映像等、その他加入者が接続しようとする通信対象（以下「通信対象」といいます。）が、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会から当社に提供される児童ポルノ関連ページ等のリスト（以下「リスト」といいます。）の内容に合致したとき。
 - (7) 通信対象が、リストと同一ドメイン名で管理されているとき。
2. 当社は、前項第1号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。ただし、

緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

3. 当社は、第1項第2号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に対しその理由および制限期間を、当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
4. 当社は、第1項第3号、第4号または第5号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に通知することなく、電子メールの受信を拒否または配信を遅延させることがあります。
5. 当社は、第1項第6号または第7号により本サービスの提供を制限するときは、加入者に通知することなく通信対象の接続を制限します。
6. 当社が本条の規定により、本サービスの提供を制限したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

第17条（当社が行う本サービス提供の停止）

当社は、加入者が次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 第23条（加入者の支払い義務）に規定する本サービスの料金等、その他当社に対する債務の履行を怠った場合、または怠るおそれがある場合
 - (2) 加入申込書に虚偽の事項を記載したことが判明した場合
 - (3) 第16条（当社が行う本サービス提供の制限）第1項第2号または第3号の規定により、当社が本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合
 - (4) 第21条（IDおよびパスワードの管理）第2項、第34条（加入者の維持責任）第1項、第58条（機密保持）第1項、第61条（禁止事項）、第62条（加入者の義務）、第63条（コンテンツ）第2項、および第64条（著作権）の規定に違反した場合
 - (5) 第21条（IDおよびパスワードの管理）第3項の規定による場合
 - (6) 第59条（情報の削除等）第1項第1号ないし第3号の要求を受けた加入者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合
 - (7) その他、当社が本サービスの提供を不相当と判断した場合
2. 当社は前項の規定により、本サービスの提供を停止するときは、当該加入者に対しその理由および停止期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第18条（当社が行う本サービス提供の休止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部または一部の提供を休止することがあります。

- (1) 本施設の保守上または工事上やむを得ない場合
 - (2) 本施設に障害が発生した場合
 - (3) 他の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、本サービスの提供が困難あるいは不可能になった場合
 - (4) 第16条（当社が行う本サービス提供の制限）第1項第1号の規定により、当社が本サービスを制限している期間内に、その制限の原因が解消されなかった場合
 - (5) その他の事由により、サービスの提供が困難であると当社が判断した場合
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を休止するときは、可能な限り事前に、その理由、実施期日および実施期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第5節 利用契約の解除

第19条（加入者が行う利用契約の解約）

加入者は、第8条（利用契約の単位と有効期間）第2項の規定にかかわらず、毎月末日付に

て、利用契約を解約することができます。この場合、当該加入者は、当社所定の書類に必要事項を記入して、解約希望日の10日前までに当社に提出するものとします。

2. 前項に規定する書類を当社が受領した場合は、書類に記載された解約希望日を、当該契約解約日として取り扱います。また、当該契約解約日を本サービスの利用終了日と定めます。なお、前項ただし書きの場合においては、別途定める日を当該契約解約日として取り扱うものとします。
3. 当社が定めた要件を満たす加入者については、解約手続きについて簡略化できることがあるものとします。

第20条（当社が行う利用契約の解除）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第8条（利用契約の単位と有効期間）第2項の規定にかかわらず、利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 第17条（当社が行う本サービス提供の停止）第1項の規定により本サービスの利用を停止された加入者が、当該停止期間内にその原因となった事由を解消しない場合
 - (2) 第50条（オプションサービスの制限）第1項の規定により、特定のオプションサービスの利用を制限された加入者が、当該制限期間内にその原因となった事由を解消しない場合
 - (3) 電力・電話の無電柱化等、当社、加入者のいずれの責にも帰することのできない事由により、当社施設の変更を余儀なくされ、かつ当社施設の代替構築が困難な場合
 - (4) 加入者が本サービスを利用している集合共同引込の建物において、建物基本契約が解約された場合
2. 当社は、加入者が第17条（当社が行う本サービス提供の停止）第1項各号のいずれかに該当する場合で、その原因となった事由が当社の業務遂行上支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条に定める本サービスの提供の停止をすることなくその利用契約を解除することができるものとします。
 3. 当社は、第1項および第2項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめ書面により加入者にその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
 4. 第1項および第2項の規定により利用契約が解除されたときは、利用契約が解除された日を本サービスの利用終了日と定めます。

第6節 IDおよびパスワード

第21条（IDおよびパスワードの管理）

当社は、契約の成立に伴い、加入者にIDを付与します。加入者は、パスワードを自ら設定、変更し、当社に対し、当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。

2. 加入者は、IDおよびパスワードの管理、使用において全ての責任を持つものとします。
3. 加入者は、パスワードの喪失、盗難が判明した場合には、速やかにその旨を当社に報告するものとし、その報告があった場合および当社がその事態に気づいた場合には、当社は当該IDによるサービスの提供を停止します。ただし、第三者の不正使用により加入者が損害を被っても、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 加入者が第19条（加入者が行う利用契約の解約）の規定により利用契約を解約する場合、もしくは第20条（当社が行う利用契約の解除）の規定により、利用契約が当社により解除された場合、利用終了日以降、当該加入者はIDとパスワードを利用する権利を失うものとします。

第7節 料金等

第 22 条（料金等）

料金等は、別表に定めるとおりとします。

2. 加入者は、別表記載の金額に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。なお、料金等の金額計算で 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。
3. 当社は、別表に定める料金等を改定することがあります。この場合、当社は改定の 1 ヶ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。

第 23 条（加入者の支払い義務）

加入者は、その契約内容に応じ、第 22 条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。なお、第 12 条（加入申込書記載事項の変更）の規定により加入者の契約内容が変更された時は、加入者は変更後の契約内容に応じ、第 22 条（料金等）で規定する料金等を当社に支払う義務を負うものとします。

2. 料金等のうち、サービス品目の利用料金の支払い義務は、第 11 条（利用契約の成立と利用開始日）第 2 項に規定する利用開始日に発生するものとします。
3. 料金等のうち、オプションサービス種目の利用料金の支払い義務は、第 42 条（オプションサービス利用の申し込み）第 4 項に規定する当該オプションサービスの利用開始日に発生するものとします。
4. 料金等のうち、工事費用の支払い義務は、第 27 条（施設の設置および費用負担）、第 28 条（施設の移設および費用負担）、あるいは第 29 条（施設の撤去および費用負担）に規定する施設の設置、移設、あるいは撤去が完了した日に発生するものとします。
5. 第 16 条（当社が行う本サービス提供の制限）の規定により、本サービスの提供が制限された場合における当該制限期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
6. 第 17 条（当社が行う本サービス提供の停止）の規定により、本サービスの提供が停止された場合における当該停止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。
7. 第 18 条（当社が行う本サービス提供の休止）の規定により、本サービスの提供が休止された場合における当該休止期間の利用料金は、当該サービスが利用されていたものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により、本サービスを全く利用出来ない状態が生じ、かつ、当社がこのことを知ったときから起算して月のうち連続 10 日以上この状態が継続したときは、対象となる加入者に対し当該月の料金等の支払い義務を免ずるものとします。

第 24 条（料金等の請求時期および支払期限等）

当社は、利用契約成立後、支払期限を定めて加入者に料金等を請求します。なお、料金等の金額計算で 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額を請求します。

2. 前項の規定により料金等の請求を受けた加入者は、当社が指定する期限までに、当社が指定する方法により、当該料金等に消費税等相当額を加算した額を支払うものとします。
3. 加入者は、第 1 項の料金等について、当社の承諾を得た上で、前項の規定に基づき第三者に支払わせることができるものとします。
4. 加入者は、当社が加入者から料金等の支払いを受ける権利の全部または一部を、当社の指定する信販会社に譲渡することができることを、あらかじめ承諾するものとします。この場合、譲渡後の料金等の支払いについては、当該債権の譲受人の定める条件によるものとします。また、当社は、当社の指定する信販会社に譲渡した当該権利の全部または一部について、かかる譲渡を取り消し、または当社の指定する信販会社から再譲渡を受けることができるものとします。

第 25 条（利用契約終了に伴う料金等の精算方法）

第 20 条（当社が行う利用契約の解除）第 1 項、第 2 項の規定により、月の途中で利用契約が解除されたときは、料金等は第 20 条（当社が行う利用契約の解除）第 4 項に定める利用終了日の属する月の末日まで発生するものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。

第 26 条（遅延損害金）

加入者は、料金等の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率 14.6%の遅延損害金を当社に支払うものとします。

第 8 節 施設

第 27 条（施設の設置および費用負担）

当社は当社施設を所有し、その設置に要する費用を負担します。ただし、引込端子以降の当社施設については、加入者がその設置に要する費用を負担するものとします。

2. 加入者は加入者施設を所有し、その設置に要する費用を負担するものとします。ただし、加入者は、設置の際の使用機器、工法等については当社の指定に従うものとします。
3. 加入者施設の設置工事を当社が行った場合には、加入者は当社にその工事に要した費用を支払うものとします。ただし、当該工事の保証期間は工事が完了した日より 1 年間とします。
4. 集合共同引込の建物内においては、第 2 項の加入者施設を、室内のテレビ端子（テレビアンテナ・アウトレット、直列ユニット）の出力端子以降の施設（配線、受信機等）のみとします。なお、テレビ端子以前の施設については、建物基本契約の定めによるものとします。
5. 加入者は、加入者の各種変更の希望により当社施設および加入者施設に工事を要する場合には、その費用を負担するものとします。

第 28 条（施設の移設および費用負担）

当社が第 15 条（設置場所の変更）第 1 項の規定に基づく設置場所の変更の請求を承諾したときは、当社により本施設、ケーブルモデム等を移設します。この場合、加入者は引込端子以降の当社施設および加入者施設の移設に要する費用を負担するものとします。

2. 移設に伴い、加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。また、移設に伴い引込線も併せて撤去する場合、加入者はその撤去費用を負担するものとします。

第 29 条（施設の撤去および費用負担）

第 19 条（加入者が行う利用契約の解約）第 1 項および第 20 条（当社が行う利用契約の解除）第 1 項、第 2 項の規定により利用契約が終了したときは、当社は当社施設を撤去します。なお、撤去に伴い加入者が所有、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者はその復旧費用を負担するものとします。また、撤去に伴い引込線も併せて撤去する場合、加入者はその撤去費用を負担するものとします。ただし、当社の「インターネット接続サービス契約約款」に基づき契約され、本サービスへ契約を変更された加入者についてはこの限りではありません。

第 30 条（責任事項）

当社は当社施設について維持管理責任を負います。なお、加入者は当社施設の維持管理の必要上、第 18 条（当社が行う本サービス提供の休止）第 1 項の規定により、本サービスの提供が一時的に休止することがあることを承認するものとします。

第 31 条（設置場所の無償使用）

当社は、本施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等を無償で使用できるものとします。

2. 加入者は、利用契約の締結について、地主、家主、その他の利害関係人があるときには、あらかじめ必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

第 32 条（便宜の供与）

加入者は、当社または当社の指定する業者が本施設の検査、修復等を行うために、加入者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。

第 33 条（当社による維持管理）

当社は、当社施設を法および電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）の規定に適合するよう維持するものとします。

第 34 条（加入者の維持責任）

加入者は、当社の電気通信設備に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備を、善良な管理者の注意をもって取扱い、本約款に適合するよう利用するものとします。

2. 加入者の故意または過失により当社施設に故障が生じた場合には、加入者はその修復に要する費用を負担するものとします。

第 35 条（故障）

本サービスに異常が生じた場合、加入者は加入者の自営端末設備、自営電気通信設備の異常がないことを確認の上、当社に通知するものとします。この場合、当社または当社の指定する業者は、速やかに当社施設および加入者施設を調査し、適切な措置を講じます。ただし、加入者の電気通信設備に起因する異常については、この限りではありません。

2. 前項の調査の結果、異常、故障が加入者の責めに帰す事由であった場合、または当社の電気通信設備等に故障のないことが明らかな場合は、その調査または修理に要した費用は加入者が負担するものとします。

第 36 条（修理または復旧の順位）

当社は、当社の電気通信設備が故障、滅失した場合に、その一部または全部を修理または復旧することができないときは、法および施行規則第 55 条および第 56 条に規定された公共の利益のために優先的に取り扱われる通信を確保するため、この規定に従った順序でその電気通信設備を修理または復旧します。

第 37 条（ケーブルモデム）

加入者は、ケーブルモデムを当社より購入または別表の 2. に定めるケーブルモデム等レンタル料を支払うことで貸与を受けることができます。ただし、一部のケーブルモデムについては、貸与による利用のみとなり、購入することはできません。

2. 前項により、加入者が当社より購入したケーブルモデム（以下、「当社販売ケーブルモデム」という。）の所有権は、第 23 条（加入者の支払い義務）に定める料金等の支払いが完了したときに加入者に移転するものとします。また、当社は当社販売ケーブルモデムが設置された日から 24 ヶ月間保証するものとし、この保証期間内に故障が生じた場合には、当社は無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとします。ただし、加入者が当社販売ケーブルモデムを本来の用法に従って使用していなかった場合、不適切な設置あるいは周辺環境の維持を怠った場合、または当社販売ケーブルモデムを第三者に譲渡した場合は、この限りではありません。
3. 第 1 項により、加入者が当社より貸与を受けるケーブルモデムについては、故障が生じた場合、当社は無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとします。なお、加入者がケーブルモデムを本来の用法に従って使用しなかった場合、不適切な設置あるいは周辺環境の維持を怠った場合は、この限りではありません。また、当社が認める場合を除き、加入者はケーブルモデムの交換を請求できません。
4. 第 1 項により、当社よりケーブルモデムの貸与を受ける加入者は、第 19 条（加入者が行う利用契約の解約）第 2 項および第 20 条（当社が行う利用契約の解除）第 4 項に定める利用終了日、ならびに第 12 条（加入申込書記載事項の変更）第 6 項に規定する契約変更日に当社にケーブルモデムを返還するものとします。なお、加入者が故意または過失によりケーブルモデムを破損もしくは紛失し、または返還しない場合、加入者は、別表に定める機器損害金を当社に支払うものとします。
5. 加入者は、当社が必要に応じて行うケーブルモデムのバージョンアップ作業の実施に同意す

るものとします。

第 38 条（無線 LAN 内蔵ケーブルモデム）

第 5 条（オプションサービス種目）に定めるホーム Wi-Fi オプション（以下、「ホーム Wi-Fi」といいます。）を利用する加入者は、無線 LAN 内蔵ケーブルモデムを別表の 2. に定めるケーブルモデム等レンタル料を支払うことで貸与を受けることができます。なお、無線 LAN 内蔵ケーブルモデムについては、貸与による利用のみとなり、購入することはできません。

2. 前項により、加入者が当社より貸与を受ける無線 LAN 内蔵ケーブルモデムについては、故障が生じた場合、当社は無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとします。ただし、当社より貸与を受ける無線 LAN 内蔵ケーブルモデムを本来の用法に従って使用しなかった場合、不適切な設置あるいは周辺環境の維持を怠った場合は、この限りではありません。また、当社が認める場合を除き、加入者は無線 LAN 内蔵ケーブルモデムの交換を請求できません。
3. 第 1 項により、当社より無線 LAN 内蔵ケーブルモデムの貸与を受ける加入者は、第 19 条（加入者が行う利用契約の解約）第 2 項および第 20 条（当社が行う利用契約の解除）第 4 項に定める利用終了日、ならびに第 12 条（加入申込書記載事項の変更）第 6 項に規定する契約変更日に当社に無線 LAN 内蔵ケーブルモデムを返還するものとします。なお、加入者が故意または過失により無線 LAN 内蔵ケーブルモデムを破損もしくは紛失し、または返還しない場合、加入者は、別表に定める機器損害金を当社に支払うものとします。
4. 加入者は、当社が必要に応じて行う無線 LAN 内蔵ケーブルモデムのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。

第 9 節 回線相互接続

第 39 条（回線相互接続の請求）

加入者は、加入者回線の終端に接続されている端末設備等を介し、加入者回線と当社または当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線との相互接続を請求することができます。この場合、次の各号を記載した当社所定の書面を提出するものとします。

- (1) 接続を行う場所
- (2) 接続を行う当社以外の電気通信回線に係わる電気通信事業者の氏名または名称
- (3) その他、接続の請求内容を特定するための事項

2. 当社は、前項の請求があった場合、その接続に関し、公衆網と相互接続をするとき、または本約款もしくは利用規約に違反するとき、もしくは当社以外の電気通信事業者の承諾が得られないときを除き、その請求を承諾します。

第 40 条（回線相互接続の変更）

回線相互接続の変更をしようとするときは、加入者は事前に書面により当社に通知するものとします。この場合、当社は第 39 条（回線相互接続の請求）の規定に準じて取り扱います。

第 41 条（回線相互接続の廃止）

回線相互接続の廃止をしようとするときは、加入者は事前に書面により当社に通知するものとします。

第 10 節 オプションサービス

第 42 条（オプションサービス利用の申し込み）

加入者は、第 5 条（オプションサービス種目）に規定するオプションサービス種目の利用を申し込むことができます。この場合、加入者は、当社の定める方法により、オプションサービ

ス利用開始希望日の10日前までに当社に申し込むものとし、ただし、第9条（利用契約の申し込み）第1項の規定により、サービス品目の申し込みと同時にオプションサービス種目を申し込む場合は、この限りではありません。

2. 加入者は、サービス品目を申し込むことなくオプションサービス種目のみ申し込むことはできません。また、加入者の利用するサービス品目により、特定のオプションサービス種目を申し込みできない場合があります。なお、申し込みの可否については、別表に定めるとおりとします。
3. 当社は、第10条（申し込みの承諾）の規定に準じ、第1項の申し込みを承諾しない場合があります。この場合、当社は当該加入者に対し、当社の定める方法によりその旨を通知します。
4. 当社が加入者のオプションサービス利用申し込みを承諾した日、および第9条（利用契約の申し込み）第1項の規定により、サービス品目の申し込みと同時にオプションサービス種目を申し込む場合は第11条（利用契約の成立と利用開始日）第2項に規定する本サービスの利用開始日を、当該オプションサービスの利用開始日と定めます。

第43条（メールウイルスチェックの内容と免責事項）

メールウイルスチェックを利用する加入者は、加入者のメールまたはメーリングリストの送受信時に当該メールに含まれるウイルス（以下「メールウイルス」といいます。）について、当社がその時点で妥当と判断する基準（以下、本条において「基準」といいます。）に基づき、当社サーバにてメールウイルスを除去し、安全度の高いメール送受信を行うことができます。

2. その時点で当社の基準に該当せず、当社サーバにて除去することができなかったメールウイルス、およびメール以外の手段により頒布されるウイルスによってメールウイルスチェックを利用する加入者および第三者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとし、
3. 当社は、メールウイルスチェックの完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、いかなる保証もするものではなく、その利用によるメール（添付ファイルを含む）の損失等、メールウイルスチェックを利用する加入者および第三者の損害について、一切責任を負わないものとし、

第44条（迷惑メールチェックの内容と免責事項）

迷惑メールチェックを利用する加入者は、加入者の承諾なく一方的に送信される電子メールや一般的に不快感、嫌悪感を抱かせる内容の電子メール等を当社がその時点で妥当と判断する基準（以下、本条において「基準」といいます。）と、迷惑メールチェックを利用する加入者が自ら設定した条件に基づき、迷惑メールを当社サーバにて、自動的に判別することができます。

2. 迷惑メールチェックでは、迷惑メールと判別されたメールの一部（件名、その他）に識別情報を付加した上で、迷惑メールチェックを利用する加入者の設定により、当社サーバ上での隔離および迷惑メールの隔離状況の通知を受けることができます。
3. 当社は、迷惑メール判別の精度のほか、迷惑メールチェックの完全性、正確性、適用性、有用性等に関し、いかなる保証もするものではなく、その利用によって迷惑メールチェックを利用する加入者および第三者が損害を被った場合、一切責任を負わないものとし、

第45条（追加メールアドレス、追加ホームページURL、追加ホームページ容量、追加メーリングリストの内容）

追加メールアドレス、追加ホームページURL、追加ホームページ容量、追加メーリングリスト（以下、「その他追加オプション」といいます。）を利用する加入者は、その他追加オプションにより、標準サービス各機能の最大保持数および保持容量を増大させることができます。

第46条（詳細転送設定の内容）

詳細転送設定を利用する加入者は、加入者があらかじめ指定した条件（メールの送信者・題名・サイズ・添付ファイルの有無）を満たすメールのみを、加入者があらかじめ指定したメールアドレス宛てに転送させることができます。

第 47 条（メール受信通知の内容）

メール受信通知を利用する加入者は、加入者のメールアドレスがメールを受信した際に、加入者があらかじめ指定したメールアドレス宛てに、その受信を通知させることができます。

第 48 条（ホームW i - F i の内容）

ホームW i - F i を利用する加入者は、無線L A N内蔵ケーブルモデムを使用してインターネットに接続することができます。

2. ホームW i - F i を利用し無線で接続する自営端末設備は、当社が指定する一般的に販売されるW i - F i 対応の家庭用機器で、日本語の取扱説明書があるもの（以下、「W i - F i 対象端末」といいます。）を対象とします。
3. 無線L A N内蔵ケーブルモデム設置以降のW i - F i 対象端末への接続設定等は、加入者が行うものとします。

第 49 条（ホームW i - F i の免責事項）

ホームW i - F i は、全ての自営端末設備の無線L A N接続を保証するものではありません。ホームW i - F i の特性上、加入者宅の環境により電波が届かない場合や、電波状況により通信速度が遅くなる場合があります。

2. ホームW i - F i を提供するにあたり、当社の設置する無線L A N内蔵ケーブルモデム以降のW i - F i 対象端末の故障は、当社はいかなる責任も負わないものとします。
3. 加入者は必要に応じて、当社から指定されたW i - F i 設定コードにより無線L A N内蔵ケーブルモデムの設定を行うことができます。ただし、加入者が変更した無線L A N内蔵ケーブルモデムの設定に関して、当社は通信の保証を行わないものとします。
4. 無線L A N内蔵ケーブルモデムの初期化操作によって出荷時の状態に戻すことができます。その場合、加入者が変更した無線L A N内蔵ケーブルモデムの設定を復元することはできません。
5. 無線L A N内蔵ケーブルモデムを交換した場合、W i - F i 設定コードは変更されます。この場合、W i - F i 対象端末の設定は、加入者が行うものとします。
6. 無線L A N内蔵ケーブルモデムの脆弱性によって加入者が損害を被った場合でも、その損害について当社はいかなる責任も負わないものとします。
7. ホームW i - F i を提供するにあたり、加入者に生じた損害については、当社はいかなる責任も追わないものとします。ただし、当社に故意または重大な過失が明らかに認められる場合はこの限りではありません。
8. ホームW i - F i を介しての第三者によるW i - F i 対象端末への不正な接続、データの改ざん・漏洩、機器の破損等について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

第 50 条（オプションサービスの制限）

当社は、加入者が第 16 条（当社が行う本サービス提供の制限）第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、特定のオプションサービスに限って提供を制限することがあります。

2. 当社は前項の規定により、特定のオプションサービスに限って提供を制限するときは、当該オプションサービスを利用する加入者に対しその理由および制限期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第 51 条（オプションサービスの停止）

当社は、加入者が第 17 条（当社が行う本サービス提供の停止）第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、特定のオプションサービスに限って提供を停止することがあります。

2. 当社は前項の規定により、特定のオプションサービスに限って提供を停止するときは、当該オプションサービスを利用する加入者に対しその理由および停止期間を当社の定める方法により通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第 52 条（オプションサービスの休止）

当社は、第 18 条（当社が行う本サービス提供の休止）第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、特定のオプションサービスに限って提供を休止することがあります。

2. 当社は、前項の規定により特定のオプションサービスの提供を休止するときは、可能な限り事前にその理由、実施期日および実施期間を、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

第 53 条（オプションサービスの解約）

オプションサービスを利用する加入者は、毎月末日付にて特定のオプションサービスのみを解約することができます。この場合、当該加入者は、解約希望日の 10 日前までに、当社に対し当社の定める方法によりその旨を通知するものとします。

2. 当社が前項の通知を受理した日が属する月の末日を、当該オプションサービスの利用終了日と定めます。
3. 第 19 条（加入者が行う利用契約の解約）第 1 項の規定により利用契約が解約された場合、および第 20 条（当社が行う利用契約の解除）第 1 項、第 2 項の規定により本サービスの利用契約が解除された場合は、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用終了日に、オプションサービスを利用する加入者がオプションサービスを解約したものと取り扱います。また、この日を当該オプションサービスの利用終了日と定めます。

第 54 条（オプションサービスの廃止）

当社は、都合により特定のオプションサービスを任意の月の末日付けで廃止する場合があります。この場合、オプションサービス廃止日をオプションサービスの提供終了日と定めます。

2. 当社は、前項の場合には、当該オプションサービスを廃止する日の 3 ヶ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により当該オプションサービスを廃止する旨を告知します。ただし、当社の責めに帰せざる事由により当該オプションサービスを廃止する場合はこの限りではありません。

第 55 条（オプションサービスにおける約款の適用）

オプションサービスに関しては、本節の条項を優先的に適用することとし、特に記載のない事項に関しては他の節の条項に準じて取り扱うものとします。

第 11 節 雑則

第 56 条（個人情報）

当社は加入者の個人情報について、当社が定める「個人情報保護方針」に基づいて適正に取り扱うものとします。

2. 加入者の個人情報の取り扱いについて必要な事項は、当社が定める「個人情報の取り扱いについて」において公表するものとします。

第 57 条（通信の秘密）

当社は、法第 4 条に基づき、加入者の通信の秘密を守るものとします。

2. 当社は、刑事訴訟法第 218 条（令状による差押え・捜索・検証）その他同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第 1 項の規定にかかわらず、加入者の通信の照会に応じることができるものとします。

第 58 条（機密保持）

加入者および当社は、本サービスの提供に関連して知り得た相手方の機密情報を、利用契約終了後といえども相手方の同意なしに第三者に開示、提供しないものとします。

2. 当社は、刑事訴訟法第 218 条（令状による差押え・捜索・検証）その他同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令および令状に定める範囲で、前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 当社は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上の照会権限を有する者から、法令等に基づき照会を受けた場合、第 1 項の規定にかかわらず、機密情報の照会に応じることができるものとします。
4. 当社は、第 1 項の規定にかかわらず、当社と秘密保持条項を含む業務委託請負契約を締結した外部委託業者等に、当社が業務上必要な加入者の機密情報を提供することがあります。

第 59 条（情報の削除等）

当社は、加入者による本サービスの利用が第 61 条（禁止事項）各号に該当する場合、当該利用に関し、第三者から当社に対しクレーム、請求等が為され、かつ当社が必要と認めた場合、またはその他の理由で本サービスの運営上不適当と当社が判断したときは、当該加入者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- (1) 第 61 条（禁止事項）各号に該当する行為をやめるように要求します。
 - (2) 第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行なうよう要求します。
 - (3) 加入者に対して、表示した情報の削除を要求します。
 - (4) 事前に通知することなく、加入者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または第三者が閲覧できない状態に置きます。
2. 前項の措置は加入者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

第 60 条（本サービスの利用様態の制限）

本サービスの利用契約において、当該サービスに関して使用するドメイン名およびインターネットアドレスは、当社が指定するものとします。

2. 加入者は、前項に基づき指定されたもの以外のドメイン名あるいはインターネットアドレスを使用して本サービスを利用することはできません。

第 61 条（禁止事項）

加入者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行うことができないものとします。

- (1) 当社から貸与したケーブルモデム等を転貸、譲渡、質入れする行為
- (2) 当社から貸与したケーブルモデム等を移動・取外・変更・分解または改変する行為。ただし、天災、地変、またはその他の非常事態に際して保護する必要があるとき、もしくは保守の必要があるときを除く
- (3) 当社施設に他の機械または付加物品等を取付ける行為。ただし、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除く
- (4) 本サービスを第三者が利用できる状態にする行為、またはそのおそれのある行為。ただし、別表に定める第三者のサービスに供する場合を除く
- (5) 本サービスを利用して営利目的の活動をする行為、またはしようとする行為
- (6) ID およびパスワードを不正使用する行為
- (7) 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (8) 当社および第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為

- (9) 当社および第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、当社および第三者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (10) 詐欺、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
- (11) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- (12) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、または未承認医薬品等の広告を行う行為
- (13) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (14) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
- (15) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (16) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- (17) 無断で当社および第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上当社および第三者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
- (18) 第三者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用、もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
- (19) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (20) 違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を請け負い、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為
- (21) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (22) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (23) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様または目的でリンクをはる行為
- (24) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他者を不当に誹謗中傷・侮辱したり、プライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為
- (25) 公序良俗に違反し、または当社および第三者の権利を侵害すると当社が判断した行為
- (26) 法令に違反し、またはそのおそれのある行為
- (27) その他、本サービスの運営を妨げる等、当社が不相当と判断する行為

第 62 条（加入者の義務）

加入者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に該当する行為を行う義務を負うものとします。

- (1) 加入者が他のネットワーク（国内外）を経由して通信を行う場合、経由する全てのネットワークの規則に従うこと
- (2) 加入者は、当社のサーバ内に保管された加入者のデータについて全ての責任を持ち、そのデータのバックアップは加入者の責任において行うこと

第 63 条（コンテンツ）

加入者が、当社サーバ内に開設した加入者のホームページで発信する情報の作成、アップデートは、別途契約による場合を除き、加入者が行うものとし、当社は一切関係しないものとします。

- 2. 加入者が発信する情報は、国内外の法令に違反するものであってはなりません。
- 3. 当社は、加入者が当社サーバ内のホームページに作成したコンテンツに関し、次の権利を有

するものとします。

- (1) 加入者のコンテンツを閲覧すること
- (2) 加入者のコンテンツが第 61 条（禁止事項）各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合に、コンテンツの一部または全部の修正あるいは削除を加入者に要求すること
- (3) 加入者が前号の要求に従わないと当社が判断した場合、加入者のコンテンツの一部または全部を削除すること

第 64 条（著作権）

当社内の加入者のホームページに作成するコンテンツは、加入者自身が著作権を有するもの、または第三者が著作権を有する場合は加入者が事前に著作権者の承諾を得たものでなければなりません。

2. 加入者は、本サービスの利用を通じて入手したいかなる情報も、当該情報の著作権者の承諾を事前に得た場合を除き、複製、販売、出版その他いかなる方法においても、加入者自身の私的使用以外に使用してはなりません。

第 65 条（損害賠償の免責および特約事項）

当社が、第 16 条（当社が行う本サービス提供の制限）、第 17 条（当社が行う本サービス提供の停止）、第 18 条（当社が行う本サービス提供の休止）、第 66 条（本サービスの廃止）の規定により、本サービスの提供を制限、停止、休止、廃止したことによって、加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。

2. 第 13 条（名義変更）の規定により、名義変更を行ったことによって加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
3. 加入者が、本サービスの利用により第三者に損害を与えた場合、当該加入者は自己の責任と費用において解決するものとし、当社、提携プロバイダ、およびソフトウェア開発企業は一切責任を負わないものとします。
4. ID およびパスワードの管理不十分や使用の過誤により加入者が損害を被った場合、当社は一切責任を負わないものとします。
5. 加入者が、第 21 条（ID およびパスワードの管理）第 2 項、第 34 条（加入者の維持責任）第 1 項、第 58 条（機密保持）第 1 項、第 61 条（禁止事項）、第 62 条（加入者の義務）、第 63 条（コンテンツ）第 2 項、および第 64 条（著作権）について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。
6. 第 19 条（加入者が行う利用契約の解約）および第 20 条（当社が行う利用契約の解除）の規定により利用契約が解除されたことにより、当社が損害を被った場合には、当該加入者に対して相応の損害賠償の請求を行うことができるものとします。ただし、当社の責めに帰すべき事由により利用契約が解除された場合はこの限りではありません。
7. 当社は、当社のサーバ内に保管された加入者のデータについて一切の責任を持ちません。また、本サービスの利用契約が終了した際は、当社は速やかに当該加入者のデータを削除するものとし、この場合当社は削除されたデータに関して一切責任を負わないものとします。
8. 当社は、本サービスの提供の状態を確認するために、第 56 条（個人情報）の規定を遵守した上で、加入者の使用するケーブルモデム等と電気信号による通信を行うことができるものとします。
9. 当社は加入者に対し、当社が認めた各種情報を電子メール等により提供することができるものとします。

第 66 条（本サービスの廃止）

当社は、業務上の都合により本サービスを廃止することができます。この場合、本サービスを廃止する日をもって利用契約は終了するものとし、この日を本サービスの提供終了日と定めます。

2. 当社は、前項の場合には、加入者に対し本サービスを廃止する日の3ヵ月前までに当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により本サービスを廃止する旨を告知します。
3. 当社は、都合により特定のサービス品目を任意の月の末日付で廃止する場合があります。この場合、加入者は第12条（加入申込書記載事項の変更）第1項の規定に基づき別のサービス品目への変更を請求することができます。請求を行わなかった加入者に関しては、別途当社が定める場合を除き、本サービスを廃止する日をもって当該加入者との利用契約を解除します。
4. 当社は、前項の場合には、当該サービス品目を利用する加入者に対し当該サービス品目を廃止する日の3ヵ月前までに、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により当該サービス品目を廃止する旨を告知します。

第67条（関連法令の遵守）

当社は、本約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

第68条（国内法への準拠）

本約款は日本国国内法に準拠するものとし、利用契約により生じる一切の紛争等については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第69条（定めなき事項）

本約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、および加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

付則

- （1）当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします。
- （2）本約款は、2016年11月1日より施行します。

別表（本表に記載する金額は全て税抜きです。別途、消費税等相当額を支払うものとします。）
【一般用（集合住宅一括契約用を除く）】

1. 提供区域
(略)

2. サービス内容と月額利用料金

(1) 基本コース

①月額利用料金

単位	サービス品目	サービス内容		月額 利用料金
		最大通信速度 (bps) 下り	標準機能	
ケーブル モデム等 1台ごと	かっとびメガ 160	160M	メールアドレス (5個) メールリングリスト (2個) ホームページURL (1個) ホームページ容量 (100MB) どこでもメール	5,300 円
	かっとびワイド	30M		3,900 円
	かっとびプラス	8M		2,500 円
	かっとびジャスト	1M		1,000 円

※かっとびメガ 160 は、建物設備状況の都合によりご提供できない場合があります。

②ケーブルモデム月額レンタル料

1台ごと	700 円
------	-------

※かっとびメガ 160 からのサービス品目の変更、またはかっとびメガ 160 へのサービス品目の変更では、それぞれケーブルモデムの交換が必要となる場合があります。

※かっとびメガ 160 利用の場合、DOCSIS3.0 に準拠以上のケーブルモデム、かっとびワイド、かっとびプラス、かっとびジャスト利用の場合、DOCSIS1.0 に準拠以上のケーブルモデムに限って、当社からの購入または貸与以外に加入者による持込ができます。ただし当社は、加入者が持ち込んだケーブルモデムについて修理・交換・その他必要な措置を一切行わないものとします。

③無線LAN内蔵ケーブルモデム月額レンタル料

1台ごと	700 円
------	-------

※ホームWi-Fiを利用する場合、無線LAN内蔵ケーブルモデムへの設置・交換が必要になる場合があります。また、ホームWi-Fiを停止、休止、または解約する場合は、ケーブルモデムへの交換が必要となる場合があります。なお、交換作業にあたり、別途交換費用が発生する場合があります。

※ホームWi-Fiを利用する場合、加入者による無線LAN内蔵ケーブルモデムの持込はできません。当社から貸与した無線LAN内蔵ケーブルモデムが必要になります。

(2) 集合2年コース

加入者が「集合2年コース」に関する特約に定める契約の物件に居住しており、同特約に同

意される場合、「かっとびメガ 160 集合 2 年コース」、「かっとびワイド 集合 2 年コース」が利用可能です。月額利用料金は、以下のとおりとなります。

○かっとびメガ 160 集合 2 年コース

単位	サービス品目	月額利用料金
ケーブルモデム等 1 台	かっとびメガ 160	3,800 円

※本表の月額利用料金には、ケーブルモデム等レンタル料が含まれています。

○かっとびワイド 集合 2 年コース

単位	サービス品目	月額利用料金
ケーブルモデム等 1 台	かっとびワイド	3,200 円

※本表の月額利用料金には、ケーブルモデム等レンタル料が含まれています。

3. 特定のサービスを合わせて契約している場合の月額利用料金等

○まとめて割引

加入者が特定のサービスを合わせて契約している場合の月額利用料からの割引額は、以下のとおりとします。なお、本約款の別表記載の 2. (1)、ケーブルテレビジョンサービス契約約款の別表記載の 2. (1) および KDD I 株式会社の「ケーブルプラス電話サービス契約約款」の料金表記載の第 1 (基本利用料) 2 (料金額) に掲げる定額利用料 (1,330 円) の合計額から割引くものとします。

合わせて契約している基本サービスとその品目等	サービス品目	割引額
ケーブルテレビジョンサービス契約約款 マックス および ケーブルプラス電話サービス契約 約款ケーブルプラス電話(*)	かっとびメガ 160 かっとびワイド かっとびプラス	-1,000 円
ケーブルテレビジョンサービス契約約款 ビッグ および ケーブルプラス電話サービス契約約款 ケーブルプラス電話(*)	かっとびメガ 160 かっとびワイド かっとびプラス	-800 円
ケーブルテレビジョンサービス契約約款 アルファエース および ケーブルプラス電話サービス契約約款 ケーブルプラス電話(*)	かっとびメガ 160 かっとびワイド かっとびプラス	-600 円
ケーブルプラス電話サービス契約約款 ケーブルプラス電話(*)	かっとびメガ 160 かっとびワイド かっとびプラス	-200 円
ケーブルテレビジョンサービス契約約款 マックス	かっとびメガ 160 かっとびワイド かっとびプラス	-500 円
ケーブルテレビジョンサービス契約約款 ビッグ またはアルファエース	かっとびメガ 160 かっとびワイド かっとびプラス	-200 円
ケーブルテレビジョンサービス契約約款 ミニ および ケーブルプラス電話サービス契約約款 ケーブルプラス電話(*)	かっとびメガ 160	-400 円

ケーブルテレビジョンサービス契約約款 ミニ	かっとびメガ 160	-200 円
-----------------------	------------	--------

※ 本表の月額利用料金は、ケーブルモデム等 1 台分のみ適用されます。

※ かっとびメガ 160、かっとびワイド、かっとびプラスの 3 品目のうち同時に 2 品目以上契約している場合は、月額利用料金が最も高い品目について優先的に適用されます。

4. オプションサービス種目と月額利用料金

オプションサービス種目	月額利用料金	付記事項
追加メールアドレス	300 円	1 個につき
追加メーリングリスト	300 円	1 個につき
メールウイルスチェック	無料	メールアドレスまたはメーリングリスト 1 個につき
迷惑メールチェック	無料	
詳細転送設定	200 円	メールアドレス 1 個につき
メール受信通知	無料	
追加ホームページ URL	300 円	1 個につき
追加ホームページ容量	300 円	50MB ごとに
IP アドレス種別選択 (*2)	無料	プライベート IP アドレスまたはグローバル IP アドレスのどちらかを選択できます。
ホーム Wi-Fi (*1)	240 円	1 個につき かっとびメガ 160、かっとびワイドを利用している加入者は、左記月額利用料金の支払い義務を免除するものとします。

(*1) ホーム Wi-Fi 1 契約につき、当社から貸与する無線 LAN 内蔵ケーブルモデムは 1 台限りとします。

(*2) 2015 年 8 月以降に設置したケーブルモデム等に付与される IP アドレスは、プライベート IP アドレスが標準となります。

5. 工事費用

別途見積もり

6. 加入者から本サービスを提供することが可能な第三者およびそのサービス

第三者名	サービス名称
ソフトバンク株式会社	ホームアンテナ FT
KDDI 株式会社	au フェムトセル (VoLTE)

7. 機器損害金

品名	機器損害金 (課税対象外)
ケーブルモデム	10,000 円/台
無線 LAN 内蔵ケーブルモデム	12,000 円/台

● 「集合 2 年コース」に関する特約

1. (申し込み)

(1) 「施設利用サービス マンションプラン」、「施設利用サービス サポートプラン」および「施設利用サービス サポートプラン for MANSION LAN」契約の物件に居住している場合、かつ、別表の 2. (2) に定める要件を満たす場合、加入者は「集合 2 年コース」を申し込むことができます。なお「集合 2 年コース」は、一加入者につき、別表の 2. (2)

に定める月額利用料金が最も高い品目のケーブルモデム等 1 台分に対してのみ申し込みができるものとし、一加入者が当該「集合 2 年コース」を複数申し込むことはできません。

(2) 「集合 2 年コース」と以下のサービスを合わせて申し込むことはできません。

- ・お得パック・お得パック with タブレット利用規約に定める「お得パック」
- ・お得パック・お得パック with タブレット利用規約に定める「お得パック集合プラン」
- ・お得パック・お得パック with タブレット利用規約に定める「お得パック with タブレット」

2. (契約期間)

(1) 「集合 2 年コース」の契約期間は以下の表に定めるとおりとします。

コース	契約期間
集合 2 年コース	2 年

(2) 契約期間は、対象となるサービス品目の利用開始日が属する月の翌月初日を起算日とし、上記の契約期間が経過することとなる月の末日を満了日とします。

3. (月額利用料金)

「集合 2 年コース」の加入者が支払う月額利用料金は別表の 2. (2) に定めるとおりとします。なお、別表の 2. (2) に定める月額利用料金には、ケーブルモデム等レンタル料が含まれています。

4. (支払方法)

「集合 2 年コース」の加入者は、別表の 2. (2) に定める月額利用料金を、加入者が指定するクレジットカードで支払うものとし、その他の方法で支払うことはできません。ただし、当社が定める一定期間、当社への遅延なき支払い（本約款に基づく支払いに限らない）を継続した加入者については、クレジットカード以外の当社が指定する方法により支払いをすることができるものとします。

5. (更新)

(1) 「集合 2 年コース」の契約期間が満了した場合、「集合 2 年コース」の契約は満了日の翌日から 2 年間更新するものとします。ただし、満了日の属する月に、加入者より「集合 2 年コース」の契約の不更新の申し出がある場合は、この限りではありません。

(2) 加入者が別表の 2. (2) に定めるサービス品目の変更を行う場合、変更後のサービス品目の利用開始日が属する月の翌月初日が「集合 2 年コース」の新たな契約開始日になるものとします。

6. (解除)

加入者が「集合 2 年コース」の契約成立後、別表の 2. (2) に定めるコースの要件を満たさなくなった場合、当社は「集合 2 年コース」の契約を解除します。

7. (解約)

「集合 2 年コース」の契約の満了日の属する月以外の月に「集合 2 年コース」の契約の解約が行われる場合、加入者は「集合 2 年コース」の解約料として一律 9,500 円（税抜）を支払うものとします。

8. (「集合 2 年コース」終了後の契約)

加入者が、解除または解約により「集合 2 年コース」の契約を終了した後も、引き続き本サービスの利用を継続する場合、加入者は別表の 2. (1) に定める月額利用料金を支払うものとします。

●クレジットカード支払いに関する特約

1. 加入者は、加入者が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づいて料金等を支払うものとします。
2. 加入者は、加入者から当社に申し出ない限り、継続して前項と同様に料金等を支払うものとします。また、加入者が指定したクレジットカード会社の指示により、加入者が指定したクレジットカード以外で、当社が料金等の請求をした場合も、加入者は、当該請求に基づき支払うものとします。
3. 加入者が指定したクレジットカード番号および有効期限に変更があった場合、加入者は遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。ただし、加入者は、加入者が指定したクレジットカード会社より、クレジットカード番号および有効期限に変更があった旨の通知を当社が受ける場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。
4. 当社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払状況によっては、当社または加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的にクレジットカード支払いを拒否するものとします。

別表（本表に記載する金額は全て税抜きです。別途、消費税等相当額を支払うものとします。）
【集合住宅一括契約用】

1. 提供区域
(略)

2. サービス内容と月額利用料金

(1) サービス品目と月額利用料金

単位	サービス品目	サービス内容		月額利用料金	
		最大通信速度 (bps) 下り	標準機能	1台目	2台目 以降
ケーブル モデム等 1台ごと	かっとびメガ160	160M	メールアドレス（5個） メールリングリスト（2個） ホームページURL（1個） ホームページ容量（100MB） どこでもメール	3,800円	5,300円
	かっとびワイド	30M		3,200円	3,900円
	かっとびプラス	8M		1,500円	2,500円
	かっとびジャスト	1M		0円	1,000円

※サービス品目を複数利用する場合、かっとびジャストを1台目とします。また、かっとびジャストを含まない場合は、月額利用料金（レンタル料を含む）の最も高いサービス品目を1台目とします。

※かっとびメガ160は、建物設備状況の都合によりご提供できない場合があります。

(2) ケーブルモデム月額レンタル料

1台目	0円
2台目以降	700円

※かっとびメガ160からのサービス品目の変更、またはかっとびメガ160へのサービス品目の変更では、それぞれケーブルモデムの交換が必要となる場合があります。

※かっとびメガ160利用の場合、DOCSIS3.0に準拠以上のケーブルモデム、かっとびワイド、かっとびプラス、かっとびジャスト利用の場合、DOCSIS1.0に準拠以上のケーブルモデムに限って、当社からの購入または貸与以外に加入者による持込ができます。ただし、当社は、加入者が持ち込んだケーブルモデムについて修理・交換・その他必要な措置を一切行わないものとします。

(3) 無線LAN内蔵ケーブルモデム月額レンタル料

1台ごと	700円
------	------

※ホームWi-Fiを利用する場合、無線LAN内蔵ケーブルモデムへの設置・交換が必要になる場合があります。また、ホームWi-Fiを停止、休止、または解約する場合は、ケーブルモデムへの交換が必要となる場合があります。なお、交換作業にあたり、別途交換費用が発生する場合があります。

※ホームWi-Fiを利用する場合、加入者による無線LAN内蔵ケーブルモデムの持込はできません。当社から貸与した無線LAN内蔵ケーブルモデムが必要になります。

(4) ケーブルモデム販売価格

1台目	購入不可
2台目以降	15,000円

(5) ケーブルモデム等取付工事費

1台目	0円
2台目以降	10,000円

3. オプションサービス種目と月額利用料金

オプションサービス種目	月額利用料金	付記事項
追加メールアドレス	300円	1個につき
追加メールリングリスト	300円	1個につき
メールウイルスチェック	無料	メールアドレスまたはメールリングリスト1個につき
迷惑メールチェック	無料	
詳細転送設定	200円	メールアドレス1個につき
メール受信通知	無料	
追加ホームページURL	300円	1個につき
追加ホームページ容量	300円	50MBごとに
IPアドレス種別選択(*2)	無料	プライベートIPアドレスまたはグローバルIPアドレスのどちらかを選択できます。
ホームWi-Fi(*1)	240円	1個につき かつとびメガ160、かつとびワイドを利用している加入者は、左記月額利用料金の支払い義務を免除するものとします。

(*1) ホームWi-Fi 1契約につき、当社から貸与する無線LAN内蔵ケーブルモデムは1台限りとします。

(*2) 2015年8月以降に設置したケーブルモデム等に付与されるIPアドレスは、プライベートIPアドレスが標準となります。

4. 工事費用

別途見積もり

5. 加入者から本サービスを提供することが可能な第三者およびそのサービス

第三者名	サービス名称
ソフトバンク株式会社	ホームアンテナFT
KDDI株式会社	au フェムトセル (VoLTE)

6. 機器損害金

品名	機器損害金 (課税対象外)
ケーブルモデム	10,000円/台
無線LAN内蔵ケーブルモデム	12,000円/台

●クレジットカード支払いに関する特約

1. 加入者は、加入者が指定するクレジットカードで、当該クレジットカード会社の規約に基づ

いて料金等を支払うものとします。

2. 加入者は、加入者から当社に申し出ない限り、継続して前項と同様に料金等を支払うものとします。また、加入者が指定したクレジットカード会社の指示により、加入者が指定したクレジットカード以外で、当社が料金等の請求をした場合も、加入者は、当該請求に基づき支払うものとします。
3. 加入者が指定したクレジットカード番号および有効期限に変更があった場合、加入者は遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。ただし、加入者は、加入者が指定したクレジットカード会社より、クレジットカード番号および有効期限に変更があった旨の通知を当社が受ける場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。
4. 当社は、加入者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、加入者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払状況によっては、当社または加入者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的にクレジットカード支払いを拒否するものとします。